



## 2月22日！サギ電話多発！！

湖西警察署の警察官を名乗る者から  
サギに発展すると思われる内容の電話が多発した。

11時30ころから  
2時間ほどの短時間に  
約20件！！

### 【電話の内容】



「詐欺グループを逮捕した」  
「犯人が持っていた名簿にあなたの名前が載っていた。」  
「他に同居の家族はいますか？」  
「携帯電話の番号を教えてください。」

## サギ電話から強盗殺人事件の発生も！

サギ電話がかかってきた後に強盗が押し入る事件が発生！！

サギグループは今！現金だけでなく、**命**までも狙っています！

\*家族構成や口座、お金に関することを聞かれても絶対に教えない。

\*警察官を名乗る者でもキャッシュカードは渡さない。暗証番号も教えない。

\*サギ電話を見破っても、犯人と会話してしまえば、凶悪事件に発展する恐れがある。

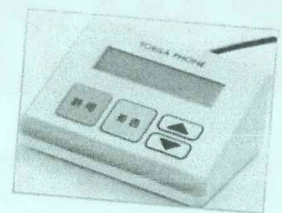
今こそ！  
電話機対策が必要です！！



電話防止対策機器を取り付けてサギ犯人グループからの電話を受けないことが被害防止の近道です。

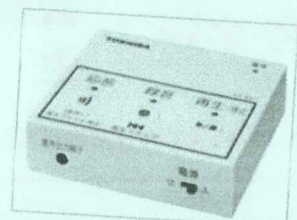
### 【トビラフォン】

サギ電話を自動的にブロックして、着信音が鳴らない！！



### 【警告録音機】

着信時  
「通話内容を録音する！」と相手に警告！&自動録音



※『古物営業法』改正のお知らせを掲載しております。（裏面をご覧ください。）

# 主な改正点

(2018年4月25日公布 同年10月24日施行)

## 営業制限の見直し

事前に公安委員会に日時・場所の届出をすれば仮設店舗においても古物を受け取ることができるようになりました。

## 簡易取消しの新設

古物商等の所在が確知できないなどの場合、公安委員会は公告を行い、30日を経過しても申出がない場合には、許可を取り消すことができるようになりました。

## 欠格事由の追加

許可の欠格事由に暴力団員やその関係者、窃盗罪で罰金刑を受けた者(一定期間)が追加されました。

(公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日に施行)

## 許可単位の見直し

主たる営業所等の所在地を管轄する公安委員会の許可を受ければ、その他の都道府県に営業所等を設ける場合には届出で足りることとなります。

現在許可を取得している方も、引続き営業を続ける予定の方は、許可単位の見直しの施行前までに、

# 届出が必要

です。今すぐ問合せを!

問合せ先： 営業所管轄警察署の  
生活安全課

<http://www.police.pref.shizuoka.jp/>



# 古物営業法改正

古物商の三大義務

確認・記録・申告で盗難品の流通を防止しましょう  
静岡県警察本部生活保安課